

第二十五条の二第二項の表の第一号中「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改め、同条第二項中「並びに次条第二項」を「次条第二項」に改め、「及び第三項」の下に「並びに第二十五条の二の三第二項及び第三項」を、「第六十八条の十五の二」の下に「第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五」を加え、同条第十五項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第六十八条の十五及び第六十八条の十五の二」を「及び第六十八条の十五から第六十八条の十五の五まで」に、「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の五」とあるのは「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十三第一項」を「第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十五第二項」に、「第六十八条の十五第二項」を「第六十八条の十五の二第二項中「第五項並びに」とあるのは「第五項並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項並びに」と、同法第六十八条の十五の三第二項中「第六十八条の十五の五」とあるのは「第六十八条の十五の五並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の四第二項」に、「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の五第一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十

四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13 第一項又は第五項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二第一項若しくは第五項の規定」とする。

第二十五条の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項中「第十八条」を「第二十六条」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「から二まで」を「、ロ、二又はホ」に、「同日」を「同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日」に改め、「その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない」を削り、「いう。」を「いう。」でその製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのないものを」に改め、同条第二項中「第十八条」を「第二十六条」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「同日」を「同日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日」に、「その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない特定機械装置等」を「特定機械装置

等でその製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのないもの」に改め、「次項」の下に「、第二十五条の二第二項及び第三項」を、「第六十八条の十五の二」の下に「、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五」を加え、同条第四項中「第十七条の二の二第二項」を「第十七条の二の三第二項」に改め、同条第六項第四号中「前条」を「前二条」に改め、同条第七項中「前条第八項」を「第二十五条の二第八項」に、「次条第一項」を「第二十五条の二の三第一項」に、「次条第四項」を「第二十五条の二の三第四項」に、「第十七条の二の二第二項」を「第十七条の二の三第二項」に、「第十七条の二の二第三項」を「第十七条の二の三第三項」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「、第六十八条の十五及び第六十八条の十五の二」を「及び第六十八条の十五から第六十八条の十五の五まで」に、「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の五」とあるのは「第六十八条の十五の五」に、「第二十五条の二の二第二項」を「第二十五条の二の三第二項」に、「及び第六十八条の十三第一項」を「第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十五第二項」に、「第六十八条の十五第二項」を「第六十八条の十五の二第二項」に」とあるのは

「第五項並びに震災特例法第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに」と、同法第六十八条の十五の三第二項中「第六十八条の十五の五」とあるのは「第六十八条の十五の五並びに震災特例法第二十五条の二の三第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の四第二項に、「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の五第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二十五条の二の二第二項」を「第二十五条の二の三第二項」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の三第一項の規定」とする。

第二十五条の二の二を第二十五条の二の三とする。

第二十五条の二の次に次の一条を加える。

（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十五条の二の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものが、同条に規定する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当する同号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間（当該期間内に当該企業立地促進区域の変更がある場合には、政令で定める期間。次項において「対象期間」という。）内に、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「特定機械装置等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該企業立地促進区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業（以下この項及び次項において「避難解除等区域復興再生推進事業」という。）の用に供した場合には、当該避難解除等区域復興再生推進事業の用を含む連結事業年

度（次項において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあつては当該特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいい、当該特定機械装置等が建物及びその附属設備並びに構築物である場合にあつては当該特定機械装置等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものが、企業立地促進区域に係る対象期間内に、特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該企業立地促進区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項及び次項、前条第二項及び第三項並びに次条第二項及び第三項、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、

第三項及び第五項、第六十八條の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十三、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の二、第六十八條の十五の三第二項、第六十八條の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の五、第六十八條の六十七第一項、第六十八條の六十八並びに第六十八條の六十九並びに法人税法第八十一條の十三から第八十一條の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。

以下第四項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を

いう。)を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「四年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による連結確定申告書の提出（四年以内事業年度にあつては、確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は四年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額（四年以内事業年度にあつては、第十七条の二の二第二項に規定する税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（単体税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第三項の規定により四年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

5 第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が所有権

移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

6 第一項から第三項までの規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三 清算中の連結子法人

四 次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人

イ 前条の規定

ロ 前条の規定に係る第二十六条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定

ハ 前条の規定に係る第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

7 前条第八項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第九項及び第十項の規定は第二項の

規定を適用する場合について、同条第十一項及び第十二項の規定は第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第八項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、同条第九項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、「当該減価償却資産」とあるのは「当該特定機械装置等」と、同条第十一項中「第四項」とあるのは「次条第四項」と、「第十七条の二第二項」とあるのは「第十七条の二の二第二項」と、同条第十二項中「第四項」とあるのは「次条第四項」と、「第十七条の二第三項」とあるのは「第十七条の二の二第三項」と読み替えるものとする。

8 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の二第一項の規定」とする。

9 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用について

は、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の二の二第二項若しくは第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは

「前節（税額の計算）並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」とする。

10 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の九（同法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一、第六十八条の十三及び第六十八条の十五から第六十八条の十五の五までの規定の適用については、同法第六十八条の九第一項中「第六十八条の十五の五」とあるのは「第六十八条の十五の五並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十五第二項中「第六十八条の十五の五」とあるのは「第六十八条の十五の五並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の二第一項中「第五項並びに」とあるのは「第五項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項並びに」と、同法第六十八条の十五の三第二項中「第六十八条の十五の五」とあるのは「第六十八条の十五の五並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の四第二項中「次条」

とあるのは「次条並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の五第一項中「前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」とする。

11 第五項から第八項まで及び前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の三第一項中「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に、「第六十八条の六十七第一項」を「第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十七第一項」に改め、同条第二項第一号から第三号までの規定中「前二条」を「前三条」に改め、同項第四号中「第六十八条の十五の二」の下に「又は第六十八条の十五の五」を加え、同条第六項中「及び第六十八条の十五」を「第六十八条の十五、第六十八条の十五の三及び第六十八条の十五の四」に、「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の五」に、「及び第六十八条の十三第一項、第六十八条の十五第二項及び第六十八条の十五の三第二項」を「第六十八条の十三第一項、第六十八条の十五第二項及び第六十八条の十五の三第二項」に、「第六十八条の十五第二項」を「第六十八条の十五の四第二項」に改める。

第二十五条の三の二の見出し中「避難解除区域等」に改め、同条第一項中「第十九条」を「第二十七条」に、「避難解除区域等」を「避難解除区域等」に、「から二まで」を「、ロ、二又はホ」に、「同日以後三年」を「同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後三年」に、「規定する指示」を「規定する避難指示」に、「第六十八条の六十七第一項」を「第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十七第一項」に改め、同条第二項第一号から第三号までの規定中「又は第二十五条の二の二」を「から第二十五条の二の三まで」に改め、同項第四号中「前条」を「前二条」に改め、同項第五号中「第六十八条の十五の二」の下に「又は第六十八条の十五の五」を加え、同条第三項中「前条第三項」を「第二十五条の三第三項」に、「次条第一項」を「第二十五条の三の三第一項」に改め、同条第四項中「第二十五条の三の二第一項」を「第二十五条の三の三第一項」に、「避難解除区域等」を「避難解除区域等」に改め、同条第五項中「及び第六十八条の十五」を「、第六十八条の十五、第六十八条の十五の三及び第六十八条の十五の四」に、「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の五」に、「第二十五条の三の二」を「第二十五条の三の三」に、「及び第六十八条の十三第一項」を「、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十五第二項及び第六

十八条の十五の三第二項」に、「第六十八条の十五第二項」を「第六十八条の十五の四第二項」に改め、同条を第二十五条の三の三とする。

第二十五条の三の次に次の一条を加える。

（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第二十五条の三の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第二十四条に規定する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項において同じ。）に該当する同号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後三年を経過する日までの期間（当該期間内における当該企業立地促進区域の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域については、政令で定める対象期間）内に同法第二十条第三項の認定を受けたものが、当該認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（当該連結親法人又はその連結子法人が同条第四項に規定する認

定事業者が該当しないこととなった場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間。以下この項において「適用期間」という。）内の日を含む各連結事業年度（当該連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）の適用期間内において、当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内に所在する同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業を行う事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（同号に規定する避難指示の対象となった区域をいう。以下この項において同じ。）内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年度の連結所得に対する法人税の額（この条、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八並びに第六十八条の六十九並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合

合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において「調整前連結税額」という。）から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の二十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2 前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度については、適用しない。

一 第二十五条の二から第二十五条の三までの規定

二 第二十五条の二から第二十五条の三までの規定に係る第二十六条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定

三 第二十五条の二から第二十五条の三までの規定に係る第二十六条の六第一項前段の規定により

みなして適用される租税特別措置法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

四 前条の規定

五 租税特別措置法第六十八条の十五の二又は第六十八条の十五の五の規定

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「被災雇用者等」とあるのは「次条第一項に規定する避難対象雇用者等」と、同条第四項中「被災雇用者等」とあるのは「避難対象雇用者等」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の三の二第一項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を

雇用した場合の法人税額の特別控除」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十第二項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」とする。

5 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の九（同法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一、第六十八条の十三、第六十八条の十五、第六十八条の十五の三及び第六十八条の十五の四の規定の適用については、同

法第六十八條の九第一項中「第六十八條の十五の五」とあるのは「第六十八條の十五の五並びに東日本大震災の被災者等に係る国稅關係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十条の三の二」と、同法第六十八條の十第二項、第六十八條の十一第二項、第六十八條の十三第一項、第六十八條の十五第二項及び第六十八條の十五の三第二項中「第六十八條の十五の五」とあるのは「第六十八條の十五の五並びに震災特例法第二十五条の三の二」と、同法第六十八條の十五の四第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第二十五条の三の二」とする。

6 第二項、第三項及び前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の四第一項中「並びに前二条」を「第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに前三条」に、「第六十八條の十五の三」を「第六十八條の十五の六」に、「震災特例法第二十五条の三第一項の規定及び」を「震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定、」に、「規定を含む」を「規定及び震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定を含む」に、「とし、震災特例法第二十五条の三第一項」を「とし、震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項

の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の三第一項に、「控除した金額とする」を「控除した金額とし、震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする」に、「第二十五条の三並びに第二十五条の三の二」を「第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに第二十五条の三から第二十五条の三の三まで」に、「第六十八条の十五第三項」を「第六十八条の十五の四第三項」に、「若しくは第二十五条の二の二第三項」を「第二十五条の二の二第三項若しくは第二十五条の二の三第三項」に、「第六十八条の九の二第八項第一号」を「第六十八条の十第四項」に、「含む。」を「該当するもの」に、「若しくは第二十五条の二の二第四項」を「第二十五条の二の二第四項若しくは第二十五条の二の三第四項」に改める。

第二十五条の五第一項中「第五十一条又は第五十二条」を「第六十四条又は第六十五条」に改め、同条第四項中「及び第二項又は第五項」を削り、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第

六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の五の規定」とする。

第二十六条に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の規定」とする。

第二十六条の三第一項中「の規定により同法」を「（福島復興再生特別措置法第六十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により東日本大震災復興特別区域法」に、「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改め、同条第二項中「又は第二十五条の三の二」を「から第二十五条の三の三まで」に改め、同条第六項第五号中「又は第二十五条の二の二」を「から第二十五条の二の三まで」に改める。

第二十六条の四第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の四の規定」とする。

第二十六条の五第一項中「第二十五条の二の二第二項」の下に「第二十五条の二の三第一項」を、「第十七条の二の二第一項」の下に「第十七条の二の三第一項」を加える。

第二十六条の六第一項中「第二十五条の二の二第二項」の下に「第二十五条の二の三第一項」を加える。

第二十六条の七第一項中「第二十五条の二の二」を「から第二十五条の二の三まで」に改める。

第三十八条の三第一項第一号中「この項」の下に「第五項第二号イ」を加え、同項第二号イ中「経営贈与承継期間内に」を「各第一種贈与基準日（」に、「における」を「をいう。イ及び第五項第二号イにおいて同じ。」における」に、「数が当該被災事業所」を「数の合計を経営贈与承継期間の末日において

経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数で除して計算した数が、当該被災事業所」に改め、
「あつては、」の下に「各第一種贈与基準日における」を加え、「数が当該事業所」を「数の合計を経営
贈与承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数で除して計算した数が、
当該事業所」に改め、同項第三号中「限り、」の下に「経営贈与承継期間の末日（経営贈与承継期間内に
同条第四項第九号に掲げる場合又は贈与特定期間内に同条第六項の表の第一号の上欄（同条第四項第九号
に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、」を加え、「期間」は「を
〔期間〕」においては」に改め、同条第三項第二号イ中「経営承継期間内に」を「各第一種基準日（
に、」における」を「をいう。イにおいて同じ。）における」に、「数が当該被災事業所」を「数の合計
を経営承継期間の末日において経営承継期間内に存する第一種基準日の数で除して計算した数が、当該被
災事業所」に改め、「あつては、」の下に「各第一種基準日における」を加え、「数が当該事業所」を
「数の合計を経営承継期間の末日において経営承継期間内に存する第一種基準日の数で除して計算した数
が、当該事業所」に改め、同項第三号中「限り、」の下に「経営承継期間の末日（経営承継期間内に同条
第三項第九号に掲げる場合又は特定期間内に同条第五項の表の第一号の上欄（同条第三項第九号に係る部

分に限る。）に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、」を加え、「期間」は「期間（）」においては」に改め、同条第五項第二号イ中「経営相続承継期間内に」を「各第一種贈与基準日におけるその事業所（イにおいて「被災事業所」という。）の常時使用従業員の数と各第一種相続基準日（」に、「におけるその事業所（イにおいて「被災事業所」という。）の常時使用従業員の数が当該被災事業所」を「をいう。イにおいて同じ。）における被災事業所の常時使用従業員の数合計を経営相続承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数と経営相続承継期間内に存する第一種相続基準日の数の合計で除して計算した数が、当該被災事業所」に改め、「あつては、」の下に「各第一種贈与基準日における当該事業所の常時使用従業員の数と各第一種相続基準日における」を加え、「数が当該事業所」を「数の合計を経営相続承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数と経営相続承継期間内に存する第一種相続基準日の数の合計で除して計算した数が、」の下に「経営相続承継期間内に」に改め、同項第三号中「限り、」の下に「経営相続承継期間の末日（経営相続承継期間内に同法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第三項第九号に掲げる場合又は相続特定期間内に同法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二

第五項の表の第一号の上欄（同条第三項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、」を加え、「期間」は」を「期間（）」においては」に改める。

第三十八条の四第一項第一号口中「贈与が」を「贈与が、」に、「を受け、」を「があつた場合（再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合を含む。第三項第一号口において同じ。）において」に改め、「当該更生計画」の下に「（債務の処理に関する計画として政令で定めるものを含む。第三項第一号口において同じ。）」を加え、同条第三項第一号口中「贈与が」を「贈与が、」に、「を受け、」を「があつた場合において」に改める。

第四十条の四中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第四十一条の二第一項中「登録免許税法」の下に「（昭和四十二年法律第三十五号）」を加える。

第四十一条の四中「平成三十年九月三十日」との下に「、「税率は、株式会社商工組合中央金庫が同法第二十一条第一項第二号に掲げる業務のうち同法第六条第一項第十二号に掲げるものに対するものを行う場合には」とあるのは「税率は、」と」を加える。

第四十三条の二第一項中「第八十七条に」を「第八十七条第一項に」に、「又は租税特別措置法第八十

七条若しくは」を「並びに租税特別措置法第八十七条第一項及び」に、「当該清酒等の移出の日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ、これらの規定」を「同項の規定」に、「当該各号に定める割合」を「百分の九十三・七五」に改め、同項各号を削る。

第四十五条第一項及び第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第五十二条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に、「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の二第十項」に改める。

第十条第四号口中「及び同法」を「同法」に改め、「償還差益」の下に「及び同法第四十一条の十二

の二第一項に規定する差益金額」を加え、同条第五号口中「並びに同法」を「同法」に改め、「償還差益」の下に「並びに同法第四十一条の十二の二第一項に規定する差益金額」を加える。

第二十八条第一項中「第四十一条の十二第三項」の下に「第四十一条の十二の二第二項から第四項まで」を加える。

第三十三条第一項の表租税特別措置法の項中「第四十条第十三項」を「第四十条第十四項」に改める。

第五十二条第二項第二号中「（同法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「又は第六十八条の十五第五項」を「第六十八条の十五第五項又は第六十八条の十五の四第五項」に改め、同項第四号中「第二十五条の三第一項並びに第二十五条の三の二第一項」を「第二十五条の二の三第二項及び第三項、第二十五条の三第一項、第二十五条の三の二第一項並びに第二十五条の三の三第一項」に、「同条第三項」を「同条第一項から第三項まで、第六項」に、「第六十八条の九の二第二項又は第五項」を「第六十八条の九の二第一項」に、「並びに第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の二第一項、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項及び第三項並びに第六十八条の十五の五第一項」に、「第六十八条の十五の三第一項後段」を「第六十八条の十五

の六第一項後段」に、「第六十八条の十五の三第一項に」を「第六十八条の十五の六第一項に」に、「に相当する金額がある場合には、当該相当する金額のうち当該連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額を控除した金額」を「を除く。」に改める。

第六十三条第二項第二号中「この号及び第六項」を「この条」に改め、同条第三項中「この項」の下に「及び第五項」を加え、「をいう。」を「をいう。第五項において同じ。」に、「第六項及び第十項」を「以下この条」に、「第六項の」を「第八項の」に改め、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第六十三条第十一項」を「第六十三条第十三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「第六項第一号」を「第八項第一号」に、「第六十三条第十項」を「第六十三条第十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第六項の」を「第八項の」に、「第六十三条第六項」を「第六十三条第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「第六十三条第六項」を「第六十三条第八項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の